

各 位

東京都新宿区新宿二丁目1番11号  
株式会社アイフリークモバイル  
代表取締役社長 吉田 邦臣  
(コード番号：3845 東証スタンダード)  
問い合わせ先 管理部長 三宅 公崇  
E-mail [ir3845@i-freek.co.jp](mailto:ir3845@i-freek.co.jp)  
U R L <https://www.i-freek.co.jp/>

## (開示事項の経過)

### 株主による新株式及び新株予約権発行の差止仮処分

#### 取下げに関するお知らせ

当社は、2025年2月28日開催の取締役会において、第三者割当による新株式及び新株予約権発行（以下「本件発行」といいます。）を決議いたしました。これに対し、当社株主より、本件発行の差止め請求に係る仮処分の申立て（以下「本申立て」といいます。）が東京地方裁判所に対してなされておりましたが、本日、本申立てが取り下げられましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 仮処分の申立ての取下げに至った経緯

当社は、2025年2月28日付「第三者割当による新株式及び第18回新株予約権の発行並びに主要株主、主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」のとおり、本件発行を決定いたしました。

これに対し、当社株主である永田浩一氏（以下「永田氏」といいます。）が、2025年3月12日、東京地方裁判所に本申立てを行い、当社は、2025年3月13日、「仮処分命令申立書」を受領いたしました。

当社が受領した「仮処分命令申立書」によれば、本件発行は、現経営陣による支配権の維持を主要な目的としており、会社法第210条第2号及び会社法第247条第2号に定める「著しく不公正な方法」により行われる場合に該当するとのことであります。

当社としては、2025年3月14日、本件発行が適法かつ公正に行われたものであり、本申立てには理由がないと答弁しました。

2025年3月14日午後2時30分より東京地方裁判所において第一回審尋期日が開催され、双方審尋と厳正な審理がなされた結果、同裁判所より永田氏に対して本申立ての取下げ勧告がなされました。

これを受け、2025年3月17日付で、本申立ての取下げがなされましたので、本件は終局解決いたしました。

## 2. 本申立てを取り下げた株主の概要

(1)	名称	永田 浩一
(2)	所在地	神奈川県横浜市中区
(3)	所有株式数 (所有比率)	3,333,235 株 (18.69%)

※ 所有株式数 (所有比率) は 2024 年 9 月 30 日現在の株主名簿に基づくものです。

## 3. 本申立ての取下げがなされた日

2025 年 3 月 17 日

## 4. 本申立てに係る手続の全部が裁判によらずに解決した内容

### (1) 本申立てがなされた裁判所

東京地方裁判所民事 8 部 (商事部) 合議係

### (2) 本申立ての対象

本件発行を仮に差し止めること

### (3) 本申立てに係る手続の全部が裁判によらずに解決した内容

2025 年 3 月 14 日午後 2 時 30 分より東京地方裁判所において開催された第一回審尋期日における審理の結果、同裁判所 (合議体) より、永田氏に対して取下げ勧告がなされ、これを受け、同月 17 日付で本申立ての取下げがなされたことから、本件が終局解決いたしました。

## 5. 今後の見通し

本件発行が仮に差し止められることはありません。

現時点で、本申立て及び本申立てに係る手続の終結による当社の業績への影響はありません。

以上